

危険運転者の迅速な排除のための事務処理要領について（概要）

（平成29年3月22日 鹿免管第512号）

本通達は、飲酒運転者、無免許運転者等悪質・危険な行為者に対する行政処分（仮停止制度に準じた処分）の手續に関し必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 適用範囲
- 危険運転者の審査
- 報告及び意見の聴取期日等の指定
- 意見の聴取通知書の交付

等である。